



詳細はこちら

**子育て世代の医療従事者及び研究者（男性含む）の方へ以下のサポートをそれぞれ行います。**

この取り組みは「令和4年度 厚生労働省 子育て世代の医療職支援事業」で実施のため期間限定です。

**実施期間：令和4年10月18日～令和5年3月15日**

**（実施期間内であれば遡って申請可能、提出期限：令和5年3月20日（月））**

## 保育にかかる費用の一部を負担する取組みを行います。 医療従事者対象です（男性含む）

男性の産後パパ育休が今年10月から始まりました。本学においても男性の育児参加を推進し、子育て世代の医療従事者への支援として以下の取組みを行います。

**バンビ保育室の一時保育の事前登録をしている医療従事者がバンビの一時保育を利用した場合バンビ保育室の預け入れ人数に制限があるため、一時保育をお断りすることもあります。**

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 対象者  | 常勤の医師（研修医、レジデント含む）、看護師                |
| 補助内容 | 対象児童1人につき、かかった費用1回5,000円を上限とし、月3回まで補助 |

**学外の保育室を利用している医療従事者が外部の一時保育、病児保育を利用した場合**

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 対象者  | 常勤の医師（研修医、レジデント含む）、看護師、薬剤師、技師         |
| 補助内容 | 対象児童1人につき、かかった費用1回5,000円を上限とし、月3回まで補助 |

**医療従事者がベビーシッターを利用した場合**

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 対象者  | 常勤の医師（研修医、レジデント含む）、看護師、薬剤師、技師       |
| 補助内容 | 1家族につき、1回にかかった費用5,000円を上限とし、月2回まで補助 |

## 論文校正掲載にかかる費用の一部を負担する取組みを行います。 医療従事者及び研究者対象です（男性含む）

若手研究者が出産や育児による研究中断後に論文執筆や掲載を行った場合にその費用の一部を負担する取組みを行います。

**子育て世代の医療従事者及び研究者が論文校正や論文掲載を行った場合**

|      |   |
|------|---|
| 対象者  | 医療従事者及び研究者で過去5年以内に出産・育児などで研究を中断された方（男性の場合は、過去5年以内に、出産育児のために3か月以上の研究中断があり、現在未就学児を養育している場合） |
| 補助内容 | 論文校正（著書、共著も含む）、及び掲載費を1人につき、上限5万円まで負担上限内であれば複数回の申請も可とします。                                  |



詳細は当センターHP内「お役立ち情報」及びグループウェア上に掲載しています。  
なお、予算額に到達した場合は予告なしに終了することもありますのでご了承ください。

